

都立城南特別支援学校医療的ケア児の保護者付添いにおける保護者代理人の利用に関する規程

1 目的

この規程は、都立城南特別支援学校に在籍する通学籍の医療的ケア児の保護者付添いにおける保護者代理人の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 保護者の定義

この規程において、医療的ケア児の保護者とは、医療的ケア児の父母、養親、里親、児童福祉施設等の長等をいう。

3 保護者の責務

医療的ケア児の保護者は、医療的ケアの内容等を看護師等に引き継ぐまでの間等、学校による医療的ケア児への医療的ケア実施が困難な場合に付き添い、緊急時を含め自らの責任で医療的ケアを実施する。

4 保護者代理人の選任及び利用申請

- (1) 医療的ケア児の保護者は、医療的ケアの内容等を適切に引き継いだ上で、自らの責任で次の者を保護者代理人に選任することができる。
 - ア 医療的ケア児の成年の家族
 - イ 医師免許又は看護師免許を有する者
 - ウ 介護職員等で認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者（実施可能な医療的ケアは、たんの吸引・経管栄養に限る。）
- (2) 医療的ケア児の保護者が保護者代理人に選任できる人数は最大5人程度とする。（医療的ケア児や事業所等の状況をみながら決定する。）
- (3) 医療的ケア児の保護者は、上記(1)により保護者代理人を選任し利用する場合は、校長に対し、保護者代理人による付添いの開始を希望する日の2週間前までに、様式1「保護者代理人選任届及び利用申請書」を提出する。
- (4) 上記(1)により、医療的ケア児の保護者から保護者代理人に選任された者（上記(1)イ又はウに該当する場合は、校長に対し様式2「医療的ケア児への付添い同意書」及び医師免許証、看護師免許証又は認定特定行為業務従事者認定証の写しを提出する。

5 保護者代理人による付添いの可否の決定

- (1) 保護者が選任した保護者代理人が、上記4(1)ア又はイに該当する場合
校長は、様式1「保護者代理人選任届及び利用申請書」及び様式2「医療的ケア児への付添い同意書」の提出があった場合、必要に応じて保護者代理人の面接等を行った上で、保護者代理人による付添いの可否を決定し、保護者に対し様式3「保護者代理人審査結果通知書」を交付する。
- (2) 保護者が選任した保護者代理人が、上記4(1)ウに該当する場合
校長は、様式1「保護者代理人選任届及び利用申請書」及び様式2「医療的ケア児への付添い同意書」の提出があった場合は、速やかに医療的ケア児の主治医及び指導医に対し、保護者代理人による医療的ケアの実施に関する意見を聴取し、保護者代理人の面接等を行った上で、保護者代理人による付添いの可否を決定し、保護者に対し様式3「保護者代理人結果通知書」を交付する。

6 保護者代理人による付添いに関する決定の取消し

保護者代理人が次のいずれかに該当するときには、校長は、保護者代理人の付添いに関する決定を取り消すことができる。

- (1) 保護者代理人が、安全かつ適切に医療的ケアを実施できないと認められるとき。
- (2) 保護者代理人による付添いにより、学校運営又は教育活動に著しい支障が生じると認められるとき。
- (3) その他保護者代理人による付添いが適当でないとして認められるとき。

附 則

この規程は、令和3年5月7日から施行する。